

○奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する要項

[目次]

第1 条例の性格

第2 共通事項

第3 設備に関する基準

第4 ユニット型特別養護老人ホーム

第1 条例の性格

- 1 この要項は、奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成30年奈良市条例第20号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 条例の趣旨及び内容については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）に定めるもののほか、この要項に定めるとおりとする。
- 3 条例第4条は、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づき、本市と事業者が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、法人の役員、管理者をはじめとする事業の運営に従事する者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。

第2 共通事項

以下に掲げる項目については、特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの全てに適用することとする。

1 区画

1つの建物に複数の事業所等が混在する場合は、出入口や区画を区分する等、それぞれの利用者や従業者が入り交ざらないようにするほか、感染症の発生やまん延の防止に十分に配慮すること。

2 面積及び幅の算定方法

面積及び幅は内法方法により算定すること。なお面積については、固定物部分を除くこと。

3 生活相談員の資格要件（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「省令」という。）第5条第2項）

社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等の能力を有すると管理者が認める者とは、介護福祉士、介護支援専門員又は福祉・医療・保健のいずれかの分野において2年以上介護又は相談業務に従事した者のうち、入所者の生活の向上

を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する者をいう。

4 非常災害対策（条例第6条第1項及び第2項）

(1) 条例第6条第1項は、特別養護老人ホームが省令第8条第2項に規定する避難訓練、救出訓練その他の訓練を実施するに当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。また、訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

(2) 条例第6条第2項は、特別養護老人ホームにおける災害対応強化を図るため、非常災害時における備蓄として、施設の実情に応じた非常食、飲用水、日用品等の確保に努めなければならない旨を規定するものである。

5 報告（条例第8条）

条例第8条の市長が別に定めるところは、次に掲げるものとする。

- (1) 施設状況報告書
- (2) 特別養護老人ホーム待機者状況調査
- (3) その他市長が介護サービスの向上を図るために必要と認める情報の調査

6 入所者の処遇に関する計画の見直し（省令第14条第2項）

入所者が介護保険法（平成9年法律第123号）第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合等、必要に応じて入所者の処遇に関する計画の見直しを行うものとする。

7 食事（条例第13条）

規則的な食事が単なる栄養の摂取のみにとどまらず、生活の質の維持及び向上において重要な意義を持つことを踏まえ、入所者の心身の状況及び嗜好への配慮に加え、旬の食材や郷土食を取り入れる等の献立の工夫に努めることにより、入所者の食べる意欲の維持及び向上に努めることとしたものである。

8 勤務体制の確保（省令第24条第1項及び省令第40条第1項並びに条例第14条）

- (1) 省令第24条第1項及び省令第40条第1項について、特別養護老人ホームごとに作成する勤務表には、兼務の場合は職種ごとに時間を明確に分けて記載すること。
- (2) 条例第14条は、従業者がやり甲斐を感じ働き続けることができるよう職場環境の整備を促進するため、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めることとしたものである。

9 衛生管理等（省令第26条第2項第2号）

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針には、平常時の対策、発生時の対応並びに感染対策委員会の構成及び開催頻度を規定すること。

10 苦情処理（省令第29条第1項）

省令第29条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、事業所、奈良市及び

国民健康保険団体連合会の各相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、入院患者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示すること等である。

1 1 事故発生の防止のための指針（省令第31条第1項第1号）

特別養護老人ホームが整備する事故発生の防止のための指針には、次の項目を盛り込むものとする。

- (1) 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- (2) 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- (3) 介護事故の防止のための委員会の構成員及び開催頻度
- (4) 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- (5) 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくこと介護事故に結び付く可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- (6) 介護事故等発生時の対応に関する基本方針
- (7) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (8) その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

1 2 事故報告（省令第31条第2項）

軽費老人ホームは、事故が発生した場合には「有料老人ホーム等事故報告取扱要領」に則り、奈良市への報告を原則3日以内に行うこと。なお、緊急性の高い事故については、速やかに電話により報告するとともに、その後報告書を提出すること。

1 3 関連法の遵守

事業を運営するにあたっては、以下に例示する法令を含め、関連する法令や条例等を遵守すること。

- (1) 介護保険法
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- (3) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- (4) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）
- (7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (8) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）

第3 設備に関する基準

省令第11条第4項第1号イに規定する市長が特に必要と認める場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、次の2から4までに掲げる場合において、1の居室の定員が2人以上の室（以下「多床室」という。）の定員の合計は、当該施設全体の定員の合計の2分の1を超えないものとする。

- 1 入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合で、定員を2人とするとき。
- 2 土地の取得が極めて困難等の理由により現有敷地内で既存施設を建て替える場合に、土地の形状、面積等の制約により多床室でなければ建築できない場合で、本市から多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
- 3 既存施設を建て替える場合で、サービス利用者の所得の状況等の動向を踏まえて、本市から多床室を設ける必要がある旨の意見の申出があるとき。
- 4 その他地域の実情に応じて多床室の整備が必要と認められるとき。

第4 ユニット型特別養護老人ホームに関する基準

1 居室（省令第35条第4項第1号イ）

居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けなければならない。この場合、「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。

- (1) 当該共同生活室に隣接している居室
- (2) 当該共同生活室に隣接してはいないが、(1)の居室と隣接している居室
- (3) 当該共同生活室に隣接してはいないが、(2)の居室と隣接しており、当該共同生活室に近接して一体的に設けられていると考えられる居室

2 便所（省令第35条第4項第1号ニ）

便所は、居室ごとに設けることが望ましい。ただし、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えない。この場合にあつては、共同生活室内の1箇所に集中して設けるのではなく、2箇所以上に分散して設けるとともに、3部屋に1つ以上の数を設けることが望ましい。また、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。なお、居室内に設ける場合、衛生面からカーテンでの間仕切りは望ましくないため、他の方法により間仕切りを行うよう努めること。